

バリデーション ガイドライン (次世代EDINET案)

平成 24 年6月 25 日

金融庁 総務企画局 企業開示課

- ◆本文及び添付のデータファイルで題材として使用している個人名、団体名、商品名、ロゴ、連絡先、メールアドレス、場所、出来事等は、全て架空のものです。実在するものとは一切関係ありません。
- ◆本書に掲載されている内容は、2012 年 6 月現在のもので、予告なく変更される可能性があります。
- ◆本書は、構成、文章、プログラム、画像及びデータ等の全てにおいて、著作権法上の保護を受けています。本書の一部あるいは全部について、いかなる方法においても複写、複製等、著作権法上で規定された権利を侵害する行為は禁じられています。

Copyright©金融庁 All Rights Reserved.

1 章 EDINET バリデーションの全体像 1

1-1 EDINET バリデーションの全体像	2
1-1-1 バリデーション処理フロー	2

2 章 XBRL に関連したバリデーション 5

2-1 タクソノミバージョン	6
2-1-1 タクソノミバージョンチェック	6
2-2 スキーマ	7
2-2-1 名前空間宣言	7
2-3 拡張リンクロール	8
2-3-1 命名規約	8
2-3-2 設定	8
2-4 コンテキスト	9
2-4-1 命名規約	9
2-4-2 設定	9
2-5 表示及び定義リンク	13
2-5-1 設定	13
2-6 計算リンク	14
2-6-1 設定	14
2-7 名称リンク	15
2-7-1 設定	15
2-8 インライン XBRL	16
2-8-1 設定	16
2-9 マニフェストファイル	17
2-9-1 マニフェストファイル及びインスタンスファイル	17
2-9-2 設定	18
2-10 国際標準仕様準拠	19
2-10-1 SPEC	19
2-10-2 FRTA	20
2-10-3 FRIS	21
2-10-4 GFM	21

3 章 提出書類全般のバリデーション 23

3-1 ファイル及びフォルダ形式	24
3-1-1 ファイル及びフォルダ構成	24
3-1-2 文字コード	25
3-1-3 PDF	25
3-1-4 禁止規則	26
3-1-5 リンク	27
3-1-6 HTML 構成要素	27
3-1-7 表紙項目	28
3-1-8 目次項目	28
3-1-9 PDF 変換	29
3-1-10 CSS2.1 検証	30
3-2 値整合性	31
3-2-1 DEI の必須項目	33
3-2-2 DEI の整合性	34
3-2-3 有価証券報告書等の整合性	35
3-2-4 公開買付届出書等の整合性	37
3-2-5 大量保有報告書の整合性	38

はじめに

『バリデーションガイドライン』（以下「本書」という。）は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）に、インラインXBRL(eXtensible Business Reporting Language)形式の開示書類を提出する際の、XBRLデータ（提出者別タクソノミ及び報告書インスタンス）に関する検証内容についてのガイドライン（指針）となります。

バリデーションとは

EDINETでのバリデーションとは、EDINETに提出した書類が、EDINETの提出ファイル仕様に準拠し、また、XBRL対象書類については、XBRLの文法や仕様に準拠し、EDINETで定義した整合性を満たす正しいデータであるか検証を行うことを指し、EDINETの提出機能における「事前チェック」及び「仮登録」のチェック内容となります。

ただし、自動的には検証できない項目もあり、インラインXBRL書類の品質を完全に保証するものではありません。

バリデーションの目的について

提出前に開示書類等提出者自身でXBRLデータの検証(バリデーション)を行い、EDINETに提出するXBRLデータの品質を向上させることを目的とします。本書の内容に従ってXBRLデータを作成することで、XBRLデータが標準化されて情報利用者の利便性が向上します。

記載内容の注意点

本書に記載しているEDINETタクソノミのURL(<http://info.edinet-dev.fsa.go.jp/>)は、運用時と異なる可能性があります。

本書の構成について

本書は3章構成になっています。1章ではEDINETにおけるバリデーションの全体像を説明しています。2章ではXBRLに関連したバリデーション項目の説明、3章では提出書類全般に関する説明をしています。なお、本書は、EDINET固有ルールとなるバリデーション項目を中心に説明をしています。XBRLの国際標準仕様となるバリデーション項目については、公開仕様を参照してください。その他、関連ドキュメントは、次のようなものがあります。

種別	ドキュメント名	ドキュメント概要
XBRL データの作成に関するガイドライン	提出者別タクソノミ作成ガイドライン(次世代 EDINET 案)	EDINET に提出する XBRL データの提出者別タクソノミを作成するためのガイドラインです。
	報告書インスタンス作成ガイドライン(次世代 EDINET 案)	EDINET に提出する XBRL データの報告書インスタンスを作成するためのガイドラインです。
操作マニュアル	提出書類ファイル仕様書(抜粋)(次世代 EDINET 案)	EDINET に提出する提出書類ファイル仕様全体について説明しています。
公開仕様	XBRL 2.1 Specification XBRL Dimensions 1.0 Inline XBRL 1.0	参考 URL: http://www.xbrl.org/SpecRecommendations/
	Generic labels 1.0	参考 URL: http://www.xbrl.org/Specification/genericLabels/REC-2011-10-24/genericLabels-REC-2011-10-24.html
	FRTA 1.0	参考 URL: http://www.xbrl.org/technical/guidance/FRTA-RECOMMENDATION-2005-04-25.htm
	FRIS 1.0	参考 URL: http://www.xbrl.org/technical/guidance/FRIS-CONF-PWD-2004-11-14.htm
	GFM Version: 2011-04-19	参考 URL: http://www.ifrs.org/Home.htm
	CSS2.1	参考 URL: http://www.w3.org/TR/CSS21/

本書内の表記について

本書内に記載されている例外種別は、次のような意味があります。

■例外種別

表示	意味
ERROR	データ又は EDINET にてエラーが発生していることを表します。 この種別の場合は、処理を継続することはできません。データにエラーが発生している場合は、データの修正が必要となります。
SERIOUS WARNING	データに重大な警告が発生していることを表します。 処理を継続することはできますが、データの修正を推奨します。 修正せずに提出した場合は、EDINET の書類比較機能(次世代 EDINET で開発を予定している機能)の対象外となります。
WARNING	データに警告が発生していることを表します。 処理を継続することはできますが、データの修正を推奨します。
REMINDER	データに注意喚起が発生していることを表します。 処理を継続することはできますが、必要に応じてデータの修正を推奨します。データ内容が正常であっても、例外と識別され、注意喚起が表示される場合があります。

添付ドキュメントについて

本書に添付されるドキュメントは、次の図表のとおりです。

添付ドキュメント名	ドキュメント概要
添付 1 FRTA 検証項目一覧	FRTA 検証項目と検証内容に関する一覧です。
添付 2 FRIS 検証項目一覧	FRIS 検証項目と検証内容に関する一覧です。
添付 3 GFM 検証項目一覧	GFM 検証項目と検証内容に関する一覧です。
添付 4 使用可能な CSS 一覧	EDINET で使用可能な CSS の一覧です。

1章 EDINET バリデー シヨンの全体像

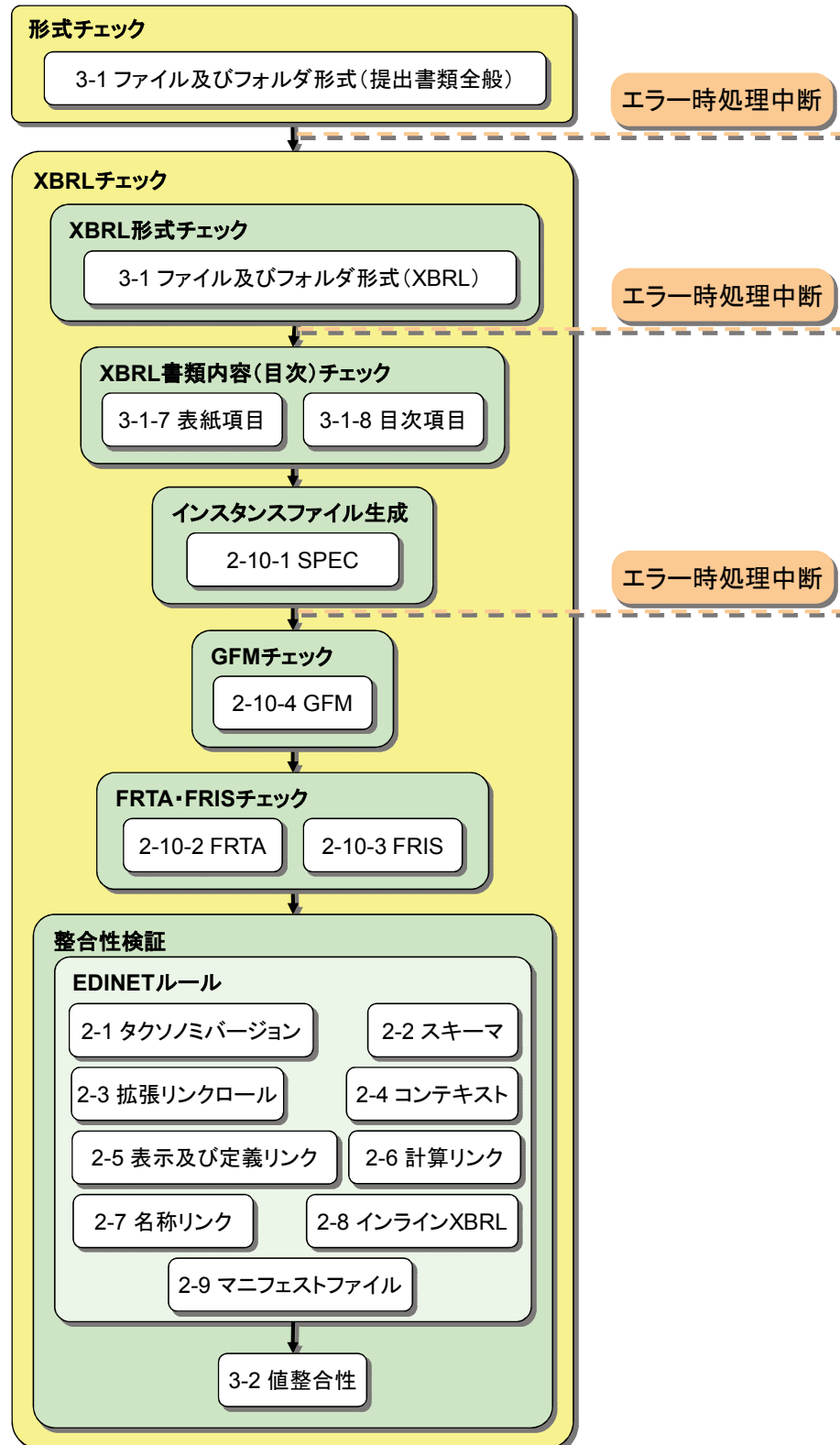
1-1 EDINET バリデーション の全体像

EDINET で提出書類の「事前チェック」又は「仮登録」を実施するとバリデーション（提出書類の形式や構成等のチェック）が行われます。
バリデーションの全体像について説明します。

1-1-1 バリデーション処理フロー

バリデーション処理フローは、次の図表のとおりです。各処理に示す項番は、本書における節及び項番に対応します。また、各処理で継続不可となるエラー発生時の中断ポイントについても図中に示しています。

図表 1-1-1 バリデーション処理フロー



2章 XBRL に関連した バリデーション

2-1 タクソノミバージョン

スキーマファイル内に記載するタクソノミバージョンに関するバリデーション内容について説明します。

2-1-1 タクソノミバージョンチェック

タクソノミバージョンの検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-1-1 例外種別とチェック内容（タクソノミバージョンチェック）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	WARNING	提出者別タクソミ (スキーマファイル)	提出者別タクソミがインポート又は参照している EDINET タクソミ (又は IFRS タクソミ)のタクソミバージョンが正しいこと。

2-2 スキーマ

スキーマファイル内に記載する設定値や命名規約に関するバリデーション内容について説明します。

2-2-1 名前空間宣言

名前空間宣言の命名規約の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-2-1 例外種別とチェック内容（名前空間宣言）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	WARNING	報告書 名前空間 URI	http://info.edinet-dev.fsa.go.jp/jp{府令略号}{様式番号}/{報告書略号}/{報告書連番(3 桁)}/{EDINET コード又はファンドコード}-{追番(3 桁)}/{報告対象期間期末日}{報告義務発生日}/{報告書提出回数(2 桁)}/{報告書提出日}
2	WARNING	監査報告書 名前空間 URI	http://info.edinet-dev.fsa.go.jp/jpauld/{監査報告書略号}/{当期又は前期の別}{連結又は個別の別}/{報告書連番(3 桁)}/{EDINET コード又はファンドコード}-{追番(3 桁)}/{報告対象期間期末日}/{報告書提出回数(2 桁)}/{報告書提出日}
3	WARNING	報告書 名前空間プレフィックス	jp{府令略号}{様式番号}-{報告書略号}_{EDINET コード又はファンドコード}-{追番(3 桁)}
4	WARNING	監査報告書 名前空間プレフィックス	jpauld-{監査報告書略号}-{当期又は前期の別}{連結又は個別の別}_{EDINET コード又はファンドコード}-{追番(3 桁)}
5	WARNING	報告書 (IFRS) 名前空間 URI	http://info.edinet-dev.fsa.go.jp/ifrs/{報告書略号}/{報告書連番(3 桁)}/{EDINET コード}-{追番(3 桁)}/{報告対象期間期末日}/{報告書提出回数(2 桁)}/{報告書提出日}
6	WARNING	報告書 (IFRS) 名前空間プレフィックス	ifrs-{報告書略号}_{EDINET コード}-{追番(3 桁)}

2-3 拡張リンクロール

拡張リンクロールの命名規約や構成に関するバリデーション内容について説明します。

2-3-1 命名規約

提出者別タクソノミで使用する拡張リンクロールの命名規約（DEI を除く）の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-3-1 例外種別とチェック内容（命名規約）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	WARNING	提出者別タクソノミ（スキーマファイル）roleID	rol_{ルート要素名(Abstract と Heading を除いたもの)}(-{修飾語})(-{連番 2 桁})
2	WARNING	提出者別タクソノミ（スキーマファイル）roleURI	http://info.edinet-dev.fsa.go.jp/role/jp[府令略号 dei](-{報告書略号})/rol_{ルート要素名(Abstract と Heading を除いたもの)}(-{修飾語})(-{連番 2 桁})

2-3-2 設定

表示リンク及び定義リンクに関する設定の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-3-2 例外種別とチェック内容（設定）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	SERIOUS WARNING	表示リンク 定義リンク	一つの拡張リンクロールに、複数のルート要素を設定していないこと。

2-4 コンテキスト

コンテキストの命名規約や構成に関するバリデーション内容について説明します。

2-4-1 命名規約

コンテキスト設定時の命名規約の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-4-1 例外種別とチェック内容（命名規約）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	WARNING	コンテキスト ID	{相対期間又は時点}[期間又は時点]({メンバーの要素名}) × n ({連番 3 桁})

2-4-2 設定

コンテキストの設定値の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-4-2 例外種別とチェック内容（設定）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	SERIOUS WARNING	scenario 要素	コンテキスト ID に「NonConsolidatedMember」が含まれる場合、scenario 要素に「NonConsolidatedMember」を設定されていること。
2	SERIOUS WARNING	コンテキストの期間設定の整合性	コンテキスト ID が「CurrentYear」から始まるコンテキストの startDate に、コンテキスト ID が「Prior1Year」から始まるコンテキストの endDate より小さい値が設定されていないこと。

項番	例外種別	対象	チェック内容
3	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID	財務諸表の拡張リンクロールにひも付く要素のコンテキスト ID が、次のいずれかの文字列で始まること。 Prior?YearDuration CurrentYearDuration Prior?YearInstant CurrentYearInstant CurrentQuarterDuration CurrentQuarterInstant Prior?QuarterDuration Prior?QuarterInstant CurrentYTDDuration LastQuarterInstant Prior?YTDDuration Prior?LastQuarterInstant InterimDuration InterimInstant Prior?InterimDuration Prior?InterimInstant ※?には、自然数(1～9)が設定されます
4	ERROR	identifier (先頭 6 桁)	DEI 情報の「EDINET コード」(特定有価証券開示府令の場合、DEI 情報の「ファンドコード」と一致すること。
5	WARNING	Instant	コンテキスト ID が「FilingDate」で始まるコンテキストに設定されている日付が、ファイル名に設定されている「提出日」であること。
6	SERIOUS WARNING (ただし、届出書の場合は、REMINDER)	コンテキスト ID (有価証券報告書、半期報告書等)	個別を表すコンテキスト ID (※)が存在すること。
7	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID (四半期報告書(連結のみの場合))	個別を表すコンテキスト ID (※)が存在しないこと。
8	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID (四半期報告書(個別ありの場合))	個別を表すコンテキスト ID (※)が存在すること。
9	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 当期時点	コンテキスト ID が「CurrentYearInstant」から始まるコンテキストの Instant が、DEI 情報の「当事業年度の決算日」と一致すること。
10	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 当期期間(開始)	コンテキスト ID が「CurrentYearDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI 情報の「当会計期間開始日」と一致すること。
11	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 当期期間(終了)	コンテキスト ID が「CurrentYearDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI 情報の「当事業年度の決算日」と一致すること。
12	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 前期時点	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「Prior1YearInstant」から始まるコンテキストの Instant が、DEI 情報の「当事業年度の決算日」と一致すること。
13			DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1YearInstant」から始まるコンテキストの Instant が、DEI 情報の「前事業年度の決算日」と一致すること。
14	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 前期期間(開始)	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間開始日」が存在する場合、コンテキスト ID が「Prior1YearDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI 情報の「当会計期間開始日」と一致すること。
15			DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間開始日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1YearDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI 情報の「比較対象会計期間開始日」と一致すること。
16	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 前期期間(終了)	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「Prior1YearDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI 情報の「当事業年度の決算日」と一致すること。
17			DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1YearDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI 情報の「前事業年度の決算日」と一致すること。

項番	例外種別	対象	チェック内容
18	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 前々期時点	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「Prior2YearInstant」から始まるコンテキストの Instant が、DEI 情報の「前事業年度の決算日」と一致すること。
19			DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、「Prior2YearInstant」から始まるコンテキストの Instant が、DEI 情報の「比較対象会計期間開始日」の前日と一致すること。
20	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 前々期期間(開始)	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「Prior2YearDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI 情報の「比較対象会計期間開始日」と一致すること。
21	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 前々期期間(終了)	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「Prior2YearDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI 情報の「前事業年度の決算日」と一致すること。
22	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 当四半期時点	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「CurrentQuarterInstant」から始まるコンテキストの Instant が、DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」と一致すること。
23			DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「CurrentQuarterInstant」から始まるコンテキストの Instant が、DEI 情報の「当会計期間終了日」と一致すること。
24	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 当四半期累計期間 (開始)	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間開始日」が存在する場合、コンテキスト ID が「CurrentYTDDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間開始日」と一致すること。
25			DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間開始日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「CurrentYTDDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI 情報の「当会計期間開始日」と一致すること。
26	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 当四半期累計期間 (終了)	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「CurrentYTDDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」と一致すること。
27			DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「CurrentYTDDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI 情報の「当会計期間終了日」と一致すること。
28	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 前年度同四半期時点	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1QuarterInstant」から始まるコンテキストの Instant が、DEI 情報の「比較対象会計期間終了日」と一致すること。
29	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 前年度同四半期累計期間(開始)	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間開始日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1YTDDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI 情報の「比較対象会計期間開始日」と一致すること。
30	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 前年度同四半期累計期間(終了)	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1YTDDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI 情報の「比較対象会計期間終了日」と一致すること。
31	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 当中間期時点	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「InterimInstant」から始まるコンテキストの Instant が、DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」と一致すること。
32			DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「InterimInstant」から始まるコンテキストの Instant が、DEI 情報の「当会計期間終了日」と一致すること。
33	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 当中間期期間(開始)	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間開始日」が存在する場合、コンテキスト ID が「InterimDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間開始日」と一致すること。
34			DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間開始日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「InterimDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI 情報の「当会計期間開始日」と一致すること。

項番	例外種別	対象	チェック内容
35	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 当中間期期間(終了)	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、コンテキスト ID が「InterimDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」と一致すること。
36			DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「InterimDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI 情報の「当会計期間終了日」と一致すること。
37	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 前中間期時点	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1InterimInstant」から始まるコンテキストの Instant が、DEI 情報の「比較対象会計期間終了日」と一致すること。
38	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 前中間期期間(開始)	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間開始日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1InterimDuration」から始まるコンテキストの startDate が、DEI 情報の「比較対象会計期間開始日」と一致すること。
39	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID 前中間期期間(終了)	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、コンテキスト ID が「Prior1InterimDuration」から始まるコンテキストの endDate が、DEI 情報の「比較対象会計期間終了日」と一致すること。
40	SERIOUS WARNING	コンテキスト ID	DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在する場合、DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が、表紙の「提出日」よりも 1 年以上前でないこと。
41			DEI 情報の「次の四半期又は中間期の会計期間終了日」が存在しない場合、DEI 情報の「当会計期間終了日」が、表紙の「提出日」よりも 1 年以上前でないこと。
42	WARNING	コンテキスト ID (IFRS)	コンテキスト ID が「CurrentYearInstant」から始まるコンテキストの Instant が、バリデーション実施日より 1 年以上前でないこと。
43			コンテキスト ID が「CurrentYearDuration」から始まるコンテキストの endDate が、バリデーション実施日より 1 年以上前でないこと。
44	WARNING	コンテキスト ID (IFRS)	個別を表すコンテキスト ID (※)が存在しないこと。

※個別を表すコンテキスト ID とは次のいずれかの文字列で始まるコンテキスト ID を指します。

(?には、自然数(1～9)が設定されます。)

- Prior?YearDuration_NonConsolidatedMember
- CurrentYearDuration_NonConsolidatedMember
- Prior?YearInstant_NonConsolidatedMember
- CurrentYearInstant_NonConsolidatedMember
- CurrentQuarterDuration_NonConsolidatedMember
- CurrentQuarterInstant_NonConsolidatedMember
- Prior?QuarterDuration_NonConsolidatedMember
- Prior?QuarterInstant_NonConsolidatedMember
- CurrentYTDDuration_NonConsolidatedMember
- LastQuarterInstant_NonConsolidatedMember
- Prior?YTDDuration_NonConsolidatedMember
- Prior?LastQuarterInstant_NonConsolidatedMember
- InterimDuration_NonConsolidatedMember
- InterimInstant_NonConsolidatedMember
- Prior?InterimDuration_NonConsolidatedMember
- Prior?InterimInstant_NonConsolidatedMember

2-5 表示及び定義リンク

表示リンク及び定義リンクの構成に関するバリデーション内容について説明します。

2-5-1 設定

表示リンク及び定義リンクの設定値の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-5-1 例外種別とチェック内容（設定）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	SERIOUS WARNING	表示リンク	インスタンスに存在する DEI 以外の要素が、表示リンクに存在すること。
2	WARNING	表示リンク 定義リンク	表示リンク及び定義リンクに設定されている値を入力する要素 (abstract 属性が「false」の項目) が、インスタンスに存在すること。

2-6 計算リンク

計算リンクの構成に関するバリデーション内容について説明します。

2-6-1 設定

計算リンクの設定値の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-6-1 例外種別とチェック内容（設定）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	WARNING	計算リンク	財務諸表本表の要素が存在する場合、計算リンクベースファイルが存在すること。
2	WARNING	計算リンク	合計科目の計算結果が、端数処理の差の範囲内であること。

2-7 名称リンク

名称リンクの構成に関するバリデーション内容について説明します。

2-7-1 設定

名称リンクの設定値の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-7-1 例外種別とチェック内容（設定）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	WARNING	名称リンク	拡張要素の英語ラベル (language 属性が「en」のラベル) に全角文字が含まれないこと。
2			拡張要素の英語ラベル及び日本語ラベルともに、冗長ラベル及び標準ラベルを設定していること。
3	WARNING	名称リンク(IFRS)	拡張要素の英語ラベル及び日本語ラベルともに、標準ラベルを設定していること。
4	SERIOUS WARNING	priority 属性	提出者別タクソノミ内の同一要素及び同一のラベル種類で、priority 属性が、重複していないこと。

2-8 インライン XBRL

インライン XBRL の構成に関するバリデーション内容について説明します。

2-8-1 設定

インライン XBRL の設定値の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-8-1 例外種別とチェック内容（設定）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	ERROR	値 decimals 属性	同一要素、同一コンテキスト及び同一ユニットのインスタンス値で、値が 違うものや decimals 属性の値の違うものが存在しないこと。
2	SERIOUS WARNING	sign 属性	インライン XBRL ファイルにおいて、ix:nonFraction 要素の sign 属性に「-」 （マイナス）を設定している場合、ix:nonFraction 要素のタグの直前に「△」 を設定していること。
3			インライン XBRL ファイルにおいて、ix:nonFraction 要素の sign 属性に「-」 （マイナス）を設定していない場合、ix:nonFraction 要素のタグの直前に 「△」を設定していないこと。

2-9 マニフェストファイル

マニフェストファイルの構成に関するバリデーション内容について説明します。

2-9-1 マニフェストファイル及びインスタンスファイル

マニフェストファイル及びインスタンスファイルに関連した設定値の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-9-1 例外種別とチェック内容（マニフェストファイル及びインスタンスファイル）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	ERROR	マニフェストファイル	記載された全てのインライン XBRL ファイルが、存在すること。
2	ERROR	IFRS 適用提出者以外マニフェストファイル	マニフェストファイルに、IFRS タクソノミを使用した報告書インスタンスファイル名が、記載されていないこと。
3	WARNING	報告書インスタンス名	マニフェストファイルに記載しているインスタンス名が、次のとおりであること。 jp[府令略号][様式番号]-[報告書略号]-[報告書連番(3桁)][EDINET コード又はファンドコード]-[追番(3桁)][報告対象期間期末日][報告義務発生日][報告書提出回数(2桁)][報告書提出日].xbrl
4	WARNING	監査報告書インスタンス名	マニフェストファイルに記載しているインスタンス名が、次のとおりであること。 jpaud-[監査報告書略号]-[当期又は前期の別][連結又は個別の別]-[報告書連番(3桁)][EDINET コード又はファンドコード]-[追番(3桁)][報告対象期間期末日][報告書提出回数(2桁)][報告書提出日].xbrl
5	ERROR	IFRS 適用提出者マニフェストファイル	マニフェストファイルに、IFRS タクソノミを使用した報告書インスタンスファイル名が記載されていること。
6			マニフェストファイルに記載しているインスタンスファイル名が、二つ(EDINET タクソノミ及び IFRS タクソノミをそれぞれ使用したインスタンスファイル)であること。
7	WARNING	IFRS インスタンス名	マニフェストファイルに記載しているインスタンス名が、次のとおりであること。 ifrs-[報告書略号]-[報告書連番(3桁)][EDINET コード]-[追番(3桁)][報告対象期間期末日][報告書提出回数(2桁)][報告書提出日].xbrl

2-9-2 設定

マニフェストファイルの設定値の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 2-9-2 例外種別とチェック内容（設定）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	ERROR	insert 要素の parent 属性値	設定されていること。
2	ERROR	item 要素の ref 属性値	instance 要素の id 属性値と一致すること。
3	ERROR	item 要素の start 属性値と end 属性値に設定された要素	ref 属性値で指定されたインスタンスが、存在すること。
4			start 要素が、end 要素より前に出現すること。

2-10 国際標準仕様準拠

XBRL の国際標準仕様及び規約に準拠すべきバリデーション内容について説明します。

2-10-1 SPEC

XBRL 文書として準拠すべき基本規約とその拡張規約について検証します。メッセージ例を示します。

図表 2-10-1 例外種別とチェック内容 (SPEC)

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	ERROR	スキーマファイル リンクベースファイル インライン XBRL マニフェストファイル	XBRL 2.1 Specification に準拠していること。
2	ERROR	スキーマファイル リンクベースファイル インライン XBRL マニフェストファイル	XBRL Dimensions 1.0 に準拠していること。
3	ERROR	スキーマファイル リンクベースファイル インライン XBRL マニフェストファイル	Inline XBRL 1.0 に準拠していること。

図表 2-10-2 SPEC の検証メッセージの例

エラーが発生した日時	コード	例外種別	メッセージ種別
2012/12/25 12:34:56	EC5800E	[ERROR]	ERROR_INLINE_XBRL_SPE

C Inline XBRL のスキーマバリデーション中にエラーが検出されました。名前空間“http://www.w3.org/1999/xhtml”に属する要素“p”は、この位置に出現することは許可されていません。(0101010_honbun_jpcrp030000-asr-001_X99999-000_2012-03-31_01_2012-06-28_ixbrl.htm [line=123, col=45])

↑
メッセージ(確認対象となるファイル、要素名、規約等が表示されます)

2-10-2 FRTA

FRTA(Financial Reporting Taxonomy Architecture)について、規定したルールに基づき検証します。メッセージ例を示します。

FRTA 検証で出力される例外種別は、全て「WARNING」となります。

※検証内容の詳細については、『添付 1 FRTA 検証項目一覧』を参照してください。

図表 2-10-3 FRTA の検証メッセージの例

エラーが発生した日時	コード	例外種別	メッセージ種別
2012/12/25 12:34:56	EC5710W	[WARNING]	ルール No.
SPEC_VIOLATION_FRTA_SHOULD_ERROR [FRTA 4.2.7] A label			
linkbase SHOULD only contain labels defined in a single language. (Label Linkbase			
Sysid="jplvh010000-lvh-001_X99014-000_2012-08-07_01_2012-08-10_la			
b.xml" Create individual linkbase files for each language.)			

↑
メッセージ(確認対象となるファイル、要素名、規約等が表示されます)

2-10-3 FRIS

FRIS(Financial Reporting Instance Standards)について、規定したルールに基づき検証します。メッセージ例を示します。

FRIS 検証で出力される例外種別は、全て「WARNING」となります。

※検証内容の詳細については、『添付 2 FRIS 検証項目一覧』を参照してください。

図表 2-10-4 FRIS の検証メッセージの例

エラーが発生した日時	コード	例外種別	メッセージ種別
2012/12/25 12:34:56	EC5711W	[WARNING]	ルール No.
SPEC_VIOLATION_FRIS_SHOULD_ERROR [FRIS 2.1.6] XBRL instances			
SHOULD use the recommended default namespace prefix for all			
namespaces. (For the NamespaceURI='			
http://info.edinet-dev.fsa.go.jp/taxonomy/jpcrp/2012-06-30/jpcrp_cor', prefix			
defined in the XML Schema is 'jpcrp_cor' but prefix used in the inst)			

↑
メッセージ(確認対象となるファイル、要素名、規約等が表示されます)

2-10-4 GFM

GFM(Global Filing Manual)について、規定したルールに基づき検証します。メッセージ例を示します。

GFM 検証で出力される例外種別は、全て「WARNING」となります。

※検証内容の詳細については、『添付 3 GFM 検証項目一覧』を参照してください。

図表 2-10-5 GFM の検証メッセージの例

エラーが発生した日時	コード	例外種別	メッセージ種別	ルール No.
2012/12/25 12:34:56	EC5700W	[WARNING]	GFM_ERROR	[GFM: 1.6.2]
同一の要素をリンク元とする表示リンクのアークに同一の order 属性値が設定されています。order 属性値を変更してください。拡張リンクロール : 'http://info.edinet-dev.fsa.go.jp/role/jplvh/rol_CabinetOfficeOrdinanceOnDisclosureOfStatusOfLargeVolumeHoldingOfShareCertificatesEtcFormNo1ReportOfLargeVolumeHolding', リンク元 : 'jplvh_cor:CabinetOfficeOrdinanceOnDisclosureOfStatusOfLargeVolumeHoldingOfShareCertificatesEtcFormNo1ReportOfLargeVolumeHolding', Order : 2.0				
↑ メッセージ(確認対象となるファイルや要素名、規約等が表示されます)				

3章 提出書類全般の バリデーション

3-1 ファイル及びフォルダ形式

提出書類全般に対するファイル命名規約や各ファイルに対する構成及び規則に関するバリデーション内容について説明します。

3-1-1 ファイル及びフォルダ構成

ファイル及びフォルダ構成の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-1-1 例外種別とチェック内容（ファイル及びフォルダ構成）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	ERROR	提出書類サブフォルダ	存在ファイルが、全てリンクされていること。
2	WARNING	インライン XBRL HTML	1ファイルのサイズが、2.5MB(メガバイト)以下であること。
3	ERROR	PDF	1ファイルのサイズが、25MB(メガバイト)以下であること。
4	ERROR	GIF JPEG PNG	1ファイルのサイズが、100KB(キロバイト)以下であること。

3-1-2 文字コード

文字コードの検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-1-2 例外種別とチェック内容（文字コード）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	ERROR	インライン XBRL HTML XSD XML	「UTF-8」であること。
2	ERROR	HTML の<meta>タグの content 属性の charset 指 定	「UTF-8」であること。
3	ERROR	インライン XBRL HTML XSD XML	次の文字のみを使用していること。 ➤ 半角文字(英数字及び記号) ※JIS X 0201-1997、半角片仮名を除く ➤ JIS X 0208-1997 非漢字セット(全角) ➤ NEC 特殊文字 ➤ JIS 第一水準漢字 ※JIS X 0208-1997 ➤ JIS 第二水準漢字 ※JIS X 0208-1997 ➤ NEC 選定 IBM 拡張文字 ➤ IBM 拡張文字

3-1-3 PDF

PDF ファイルの検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-1-3 例外種別とチェック内容（PDF）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	WARNING	PDF	PDF として正常に読み込めること。
2	ERROR	JavaScriptAction	使用されていないこと。
3	ERROR	SoundAction	使用されていないこと。
4	ERROR	MovieAction	使用されていないこと。
5	ERROR	ScreenAction	使用されていないこと。
6	ERROR	LaunchAction	使用されていないこと。
7	ERROR	FileAttachmentAction	使用されていないこと。
8	ERROR	EmbeddedFiles	使用されていないこと。
9	ERROR	URIAction	使用されていないこと。
10	ERROR	Web Capture	使用されていないこと。
11	ERROR	参照パスワード	設定されていないこと。
12	ERROR	印刷不可設定	設定されていないこと。

3-1-4 禁止規則

禁止規則の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-1-4 例外種別とチェック内容（禁止規則）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	ERROR	タグ	EDINET で使用が禁止されているタグが、使用されていないこと。 ※詳細については、『提出書類ファイル仕様書』項番 3-2-2-5 を参照してください。
2	ERROR	属性 属性値	EDINET で使用が禁止されている属性が、使用されていないこと。 ※詳細については、『提出書類ファイル仕様書』項番 3-2-2-5 を参照してください。
3	ERROR	要素名 属性 属性値 スタイルシート コメント	開示書類の作成において、通常使用する必要のないキーワードが、使用されていないこと。

3-1-5 リンク

リンクの検証は、インライン XBRL 及び HTML ファイルに対して、次の図表のチェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-1-5 例外種別とチェック内容（リンク）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	ERROR	インライン XBRL HTML	リンク先が、URL 形式や絶対パスで記載されていないこと。
2	ERROR	インライン XBRL HTML	サブフォルダ内のファイルからのリンク先が、各フォルダ直下のファイルでないこと。
3	ERROR	インライン XBRL HTML	サブフォルダ内のファイルへのリンク先が、存在すること。
4	ERROR	インライン XBRL HTML	リンク先が、サブフォルダ内であること。
5	ERROR	インライン XBRL HTML	リンク先が、ファイルであること（フォルダ等でないこと。）。
6	ERROR	インライン XBRL HTML	リンク先が、PDF でないこと。
7	ERROR	インライン XBRL HTML	リンク先のパス内文字列に、ルートフォルダ（PublicDoc 等）がないこと。
8	ERROR	インライン XBRL HTML	上位フォルダから参照されていないファイルが、サブフォルダ内にないこと。

3-1-6 HTML 構成要素

HTML 構成要素の検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-1-6 例外種別とチェック内容（HTML 構成要素）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	ERROR	lang 属性値	次のいずれかであること。 ➤ ja ➤ jp ➤ ja-jp ➤ JA ➤ JP ➤ JA-JP
2	ERROR	DOCTYPE 宣言	記載されている場合は、複数定義されていないこと。
3	ERROR	html タグ	記載されていること。 複数定義されていないこと。
4	ERROR	head タグ	記載されていること。 複数定義されていないこと。
5	ERROR	body タグ	記載されていること。 また複数定義されていないこと。

3-1-7 表紙項目

表紙項目の検証は、各様式の表紙項目【墨付き括弧項目】が法令で定められた項目と齟齬（そご）がないか、次の図表のチェック内容で検証します。

図表 3-1-7 例外種別とチェック内容（表紙項目）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	ERROR	インライン XBRL HTML	表紙に【表紙】を、記載すること。
2	ERROR	インライン XBRL HTML	様式ごとに定められた表紙項目が、存在すること。
3	ERROR	インライン XBRL HTML	様式ごとに定められた表紙項目が、重複していないこと。
4	ERROR	インライン XBRL HTML	様式ごとに定められた表紙に、不要な項目がないこと。
5	ERROR	インライン XBRL HTML	様式ごとに定められた表紙項目の、記載順序が正しいこと。
6	ERROR	インライン XBRL HTML	様式ごとに定められた各表紙項目に、値を設定していること。

3-1-8 目次項目

目次項目の検証は、各様式の本文の目次項目【墨付き括弧項目】が法令で定められた項目と齟齬（そご）がないか、次の図表のチェック内容で検証します。

図表 3-1-8 例外種別とチェック内容（目次項目）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	ERROR	インライン XBRL HTML	目次項目が、各ファイルに一つ以上存在すること。
2	WARNING	インライン XBRL HTML	目次番号が、存在すること。 ※データ内容が正常であっても、例外と識別され、警告が表示される場合があります。
3	ERROR	インライン XBRL HTML	目次項目が、256 バイト以内で記載されていること。
4	ERROR	インライン XBRL HTML	「【」が、重複していないこと。
5	ERROR	インライン XBRL HTML	目次項目が、重複していないこと。
6	ERROR	インライン XBRL HTML	「】」で、目次項目が閉じられていること。
7	ERROR	インライン XBRL HTML	目次項目に、HTML タグが使用されていないこと。
8	ERROR	インライン XBRL HTML	目次番号と目次項目の間に、HTML タグの「del」又は「img」が使用されていないこと。

項番	例外種別	対象	チェック内容
9	ERROR	インライン XBRL HTML	目次項目が、法令で定められた内容であること。
10	ERROR	インライン XBRL HTML	本文内に「【】又は「」」が、使用されていないこと。
11	ERROR	インライン XBRL HTML	目次項目に、不足がないこと。
12	ERROR	インライン XBRL HTML	同一の階層内で、目次番号及び目次項目が重複していないこと。
13	ERROR	インライン XBRL HTML	同一階層内で、目次番号に抜けがないこと。
14	WARNING	インライン XBRL HTML	目次項目の目次番号が、設定可能なものであること。 ※詳細については、『提出書類ファイル仕様書』図表 3-3-5 を参照してください。
15	ERROR	インライン XBRL HTML	目次項目の目次番号が、様式で定められているものであること。

3-1-9 PDF 変換

提出書類の PDF 変換時の検証は、印刷幅設定に関連して、次の図表のチェック内容で検証します。

図表 3-1-9 例外種別とチェック内容（PDF 変換）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	WARNING	インライン XBRL HTML	提出書類を PDF に変換した場合、A4 縦に収まること。 ※詳細については、『提出書類ファイル仕様書』項番 3-2-2-3 を参照してください。
2	ERROR	インライン XBRL HTML	提出書類を PDF に変換した場合、A4 横に収まること。 ※詳細については、『提出書類ファイル仕様書』項番 3-2-2-3 を参照してください。

3-1-10 CSS2.1 検証

CSS2.1 検証は、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

※使用可能な CSS については、『添付 4 使用可能な CSS 一覧』を参照してください。

図表 3-1-10 例外種別とチェック内容 (CSS2.1 検証)

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	WARNING	インライン XBRL HTML	使用しているプロパティが、使用可能な CSS 一覧に定義されていること。
2	WARNING	インライン XBRL HTML	使用しているプロパティ値が、使用可能な CSS 一覧に定義されている値及び範囲であること。
3	ERROR	インライン XBRL HTML	プロパティ値(uri)の参照先が存在し、外部参照でないこと。
4	ERROR	インライン XBRL HTML	セレクタが、再定義されていないこと。
5	ERROR	インライン XBRL HTML	未定義のクラスセレクタが、指定されていないこと。
6	ERROR	インライン XBRL HTML	CSS 文法が、正しいこと。

3-2 値整合性

値整合性のバリデーションでは、提出書類の内容について検証します。EDINET に登録された情報（提出者情報、ファンド情報及び提出書類ヘッダ情報）と提出書類情報の内容（表紙、本文、DEI 等）とを突き合わせ、検証を行います。エラーとなる原因は、提出書類情報の内容だけでなく、EDINET に登録された情報の可能性もあるため、双方を確認し、誤りのある方を修正してください。

次の「EDINET 登録情報」で、枠で囲まれた項目は、値整合性のバリデーションで使用される項目です。

■ EDINET 登録情報（提出者情報）


EDINET Electronic Disclosure for Investors' Network
 ログアウト

提出者情報管理

- 提出者情報
 - 登録受理
 - 情報照会・変更履歴・業種／種別変更
 - 変更届出確認
- ファンド情報
 - 登録受理
 - 情報照会・変更履歴
 - 変更確認
- 不一致情報
 - 不一致情報照会
- 簡易発行
 - EDINETコード簡易発行
 - 発行通知書再印刷
- メニューに戻る

提出者情報詳細画面

業種を変更する場合は「業種変更」、提出者種別を変更する場合は「提出者種別変更」を押下してください。

EDINETコード	E11216	●提出者情報No.1
登録日	平成23年6月10日	
登録区分	オンライン提出者 共同保有者 紙面／ディスク提出者	
ユーザ	ユーザ照会	
ファンド	ファンド照会	
提出者情報変更履歴	変更履歴照会	

提出者基本情報	提出者種別	内国法人・組合	
	設立日	昭和40年4月1日	
	上場区分	上場	
	連結の有無	無	
	資本金	8,000百万円	
	決算日	3月31日	●提出者情報No.2

提出者情報	提出者名	エディネット株式会社	●提出者情報No.3
	提出者名(英字)	EDINET CO.,LTD.	●提出者情報No.4
	提出者名(ヨミ)	エディネットカブシキカイシャ	
	代表者役職	取締役	
	代表者氏名	金融 太一	
	郵便番号	111-0001	
	本店所在場所 又は所在場所	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1	
	電話番号	03-1111-1111	

代理人	代理人の氏名又は名称	
	郵便番号	

業種変更
提出者種別変更
戻る

Ver0.0.0
 S00001 絵出 次郎
 Last Login:H23.06.10 14:00:00

EDINET 登録情報(ファンド情報)

EDINET Electronic Disclosure for Investors' NETwork

提出者情報管理

ファンド情報一覧画面

詳細を表示するファンドコードを押下してください。

検索条件 開く

検索結果: 4件中 (1~4表示) 1 / 1

ファンドコード	ファンド名	EDINETコード	発行者名	特定有価証券区分名	登録日
G11216	エディネット日本株投資ファンド	E02541	エディネット株式会社	内国投資信託証券	H18.08.10
G30560	エディネットジャパンファンド	E02541	エディネット株式会社	内国投資信託証券	H18.01.10
G33216	エディネット内国資産投資ファンド	E00001	エスニック食品	内国投資信託証券	H18.01.10

ファンド情報No.1

ファンド情報No.2

メニューに戻る

EDINET 登録情報(提出書類ヘッダ情報)

EDINET Electronic Disclosure for Investors' NETwork

提出書類詳細(作成中)画面

作成済みディレクトリを指定 「作成済みディレクトリを指定」を実施し、「一時保存」「事前チェック」「仮登録」を実施すると現在作成中の書類は上書きされ、サーバに保存されます。

書類管理番号	S9112234	書類情報No.1
ファンドコード	G12313 EDINETファンド	
府 令	企業内容等の開示に関する内閣府令	
様式名	有価証券報告書	
様式(号)	第三号様式	書類情報No.2
区 分	訂正	
書類提出担当者	財務 太郎	書類情報No.3
書類状態	事前チェック完了	書類情報No.4
事業年度	(自)平成24年4月1日	書類情報No.5
	(至)平成25年3月31日	書類情報No.6
決算期	第 52 期	
株主総会日	平成24年6月16日	
資本金	15,000百万円	
上場区分	上場	

メニューに戻る

3-2-1 DEI の必須項目

DEI 項目のうち、府令及び様式別に記入が必須となる項目が記載されていることを検証します。記載が必須となる項目を、次の図表内の「◎」で示します。

なお、必須記載項目の記載漏れに対する例外種別は、全て「ERROR」です。

図表 3-2-1 DEI の必須項目一覧

		開示府令								特定有価証券 開示府令					他社株 買付府令				自社株 買付府令			大量保有府令	内部統制府令			
項目		有価証券届出書	有価証券報告書	四半期報告書	半期報告書	臨時報告書	発行登録書	発行登録追補書類	自己株券買付状況報告書	有価証券届出書	有価証券報告書	半期報告書	発行登録書	発行登録追補書類	臨時報告書	公開買付届出書	意見表明報告書	公開買付撤回届出書	公開買付報告書	対質問回答報告書	公開買付届出書	公開買付撤回届出書	公開買付報告書	大量保有報告書	内部統制報告書	
提出書類情報	府令	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	当会計期間																									
	当会計期間開始日		○	○	○						○	○														
	当会計期間終了日		○	○	○						○	○														
	当会計期間の種類		○	○	○						○	○														
	当事業年度の決算日		○	○	○						○	○														
	事業年度・計算期間(前年度)																									
	比較対象会計期間開始日																									
	比較対象会計期間終了日																									
	前事業年度の決算日																									
	次の四半期又は中間期の会計期間																									
	次の四半期又は中間期の会計期間 開始日																									
	次の四半期又は中間期の会計期間 終了日																									
	提出回数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	修正の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	修正対象書類の書類管理番号																									
	修正の種類																									
	訂正報告書のフラグ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	XBRL 修正のフラグ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
提出者情報	EDINET コード	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ファンドコード									○	○	○	○	○	○											
	証券コード																									
	提出者名(日本語表記)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	提出者名(英語表記)	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ファンド名称(日本語表記)									○	○	○	○	○	○											
ファンド名称(英語表記)																										

3-2-2 DEI の整合性

DEI 項目の整合性検証では、EDINET 登録情報や提出書類内容について、次の図表の項目を比較し検証します。

図表 3-2-2 例外種別と比較内容

項番	例外種別	検証対象項目	条件	比較対象の EDINET 登録情報又は提出書類内容	
				設定又は記載箇所	比較検証項目
1	WARNING	府令	=	書類情報 No.1	府令
2	WARNING	様式	=	書類情報 No.2	様式(号)
3	WARNING	当会計期間開始日	=	書類情報 No.5	H 事業年度(自)
4	WARNING	当会計期間終了日	=	書類情報 No.6	H 事業年度(至)
5	WARNING	当事業年度の決算日(月日のみ)	=	提出者情報 No.2	決算日
6	ERROR	修正の有無	=	書類情報 No.3	書類区分が「01:訂正」以外の場合、「FALSE」であること。 書類区分が「01:訂正」の場合、「TRUE」であること。
7	WARNING	修正対象書類の書類管理番号	=	書類情報 No.4	親書類管理番号
8	ERROR	訂正報告書のフラグ XBRL 修正のフラグ	=		書類区分が「01:訂正」以外の場合、訂正報告書のフラグ及び XBRL 修正のフラグが、「FALSE」であること。 書類区分が「01:訂正」の場合、訂正報告書のフラグ又は XBRL 修正のフラグのどちらか一方のみが、「TRUE」であること。
9	ERROR	EDINET コード	=	提出者情報 No.1	EDINET コード
10	WARNING	証券コード	=	提出者情報 -	証券コード
11	ERROR	ファンドコード	=	ファンド情報 No.1	ファンドコード
12	REMINDER	提出者名(日本語表記)	=	表紙	【発行者名】 【会社名】 【氏名又は名称】 【届出者の氏名又は名称】 【報告者の名称】 【報告者の氏名又は名称】
13	WARNING	提出者名(日本語表記)	=	提出者情報 No.3	提出者名
14	REMINDER	提出者名(英語表記)	=	表紙	【英訳名】
15	WARNING	提出者名(英語表記)	=	提出者情報 No.4	提出者名(英字)
16	REMINDER	ファンド名称(日本語表記)	=	表紙	【ファンド名】 【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 【届出の対象とした募集(売出)内国投資証券に係る投資法人の名称】
17	WARNING	ファンド名称(日本語表記)	=	ファンド情報 No.2	ファンド名

3-2-3 有価証券報告書等の整合性

有価証券報告書等の記載内容について、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-2-3 例外種別とチェック内容（有価証券報告書等の整合性）

項番	例外種別	検証対象項目	チェック内容
1	WARNING	連結経営指標等	連結経営指標等が記載されている場合、詳細タグ付けが行われていること。
2	WARNING	提出会社の経営指標等	詳細タグ付けが行われていること。
3	WARNING	提出会社の経営指標等（四半期報告書）	提出会社の経営指標等が記載されている場合、詳細タグ付けが行われていること。
4	WARNING	大株主の状況	大株主のメンバーが設定されていること。
5	WARNING	大株主の状況	大株主のメンバーが設定されている場合、詳細タグ付けが行われていること。
6	WARNING	大株主の状況（四半期報告書）	DEI 情報の「当会計期間の種類」が「Q2」の場合、大株主のメンバーが設定されていること。
7	WARNING	大株主の状況（四半期報告書）	DEI 情報の「当会計期間の種類」が「Q2」の場合、詳細タグ付けが行われていること。
8	SERIOUS WARNING	貸借対照表（日本基準）（連結、中間、中間連結、四半期及び四半期連結を含む。）	詳細タグ付けが行われていること。
9	SERIOUS WARNING	貸借対照表（日本基準）（連結、中間、中間連結、四半期及び四半期連結を含む。）	貸借の値が一致すること。
10	SERIOUS WARNING	損益計算書（日本基準）（連結、中間、中間連結、四半期及び四半期連結を含む。1 計算書を含む。）	詳細タグ付けが行われていること。
11	SERIOUS WARNING	株主資本等変動計算書（日本基準）（連結、中間及び中間連結を含む。）	純資産科目メンバーが設定され、詳細タグ付けが行われていること。
12	SERIOUS WARNING	投資主資本等変動計算書（投資法人）（中間を含む。）	純資産科目メンバーが設定され、詳細タグ付けが行われていること。
13	SERIOUS WARNING	社員資本等変動計算書（特定目的会社）（中間を含む。）	純資産科目メンバーが設定され、詳細タグ付けが行われていること。
14	SERIOUS WARNING	キャッシュ・フロー計算書（日本基準）（連結、中間、中間連結、四半期及び四半期連結を含む。）	詳細タグ付けが行われていること。
15	SERIOUS WARNING	セグメント情報（日本基準）	「報告セグメント [メンバー]」の子メンバーが設定されていること。
16	SERIOUS WARNING	セグメント情報（日本基準）	「報告セグメント [メンバー]」の子メンバーが、コンテキストの scenario に出現すること。
17	SERIOUS WARNING	貸借対照表（日本基準。ただし、ファンドを除く。）	勘定残高の decimals 属性の値及び scale 属性の値が正しく設定されていること。
18	WARNING	連結財政状態計算書又は財政状態計算書（IFRS）	詳細タグ付けが行われていること。
19	WARNING	連結財政状態計算書又は財政状態計算書（IFRS）	貸借の値が一致すること。
20	WARNING	連結損益計算書又は損益計算書（IFRS）	詳細タグ付けが、行われていること。
21	WARNING	連結持分変動計算書又は持分変動計算書（IFRS）	詳細タグ付けが、行われていること。
22	WARNING	連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書（IFRS）	詳細タグ付けが、行われていること。

3-2-4 公開買付届出書等の整合性

公開買付届出書等の記載内容について、次の図表の対象に対して行われ、チェック内容を満たしているかを検証します。

図表 3-2-4 例外種別とチェック内容（公開買付届出書等の整合性）

項番	例外種別	検証対象項目	チェック内容
1	WARNING	買付け等を行った後における株券等所有割合	買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合の詳細タグ付けが、行われていること。
2	WARNING	買付け等を行った後における株券等所有割合	買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合の値が、計算値 (a/j) と一致すること。
3	WARNING	買付け等を行った後における株券等所有割合	買付け等を行った後における株券等所有割合の詳細タグ付けが、行われていること。
4	WARNING	買付け等を行った後における株券等所有割合	買付け等を行った後における株券等所有割合の値が、計算値 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)))$ と一致すること。 ※百分率で小数点以下 3 桁を四捨五入
5	WARNING	買付け等を行った後における株券等所有割合	買付け等後における株券等所有割合の詳細タグ付けが、行われていること。
6	WARNING	買付け等を行った後における株券等所有割合	買付け等後における株券等所有割合の値が、計算値 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)))$ と一致すること。 ※百分率で小数点以下 3 桁を四捨五入

3-2-5 大量保有報告書の整合性

大量保有報告書の記載内容について、次の図表の条件で比較検証します。

図表 3-2-5 例外種別と比較内容

項番	例外種別	提出書類内容		条件	比較対象の提出書類内容	
		対象書類	検証対象項目		設定又は記載箇所	比較検証項目
1	WARNING	本文	第1【発行者に関する事項】発行者の名称			記載されていること。
2	WARNING	本文	第1【発行者に関する事項】証券コード			記載されていること。
3	WARNING	本文	第1【発行者に関する事項】上場・店頭の別			記載されていること。
4	WARNING	本文	第1【発行者に関する事項】上場金融商品取引所			記載されていること。
5	WARNING	本文	第2【提出者に関する事項】1【提出者(大量保有者)】(1)【提出者の概要】②【個人の場合】生年月日			未来日でないこと。
6	WARNING	本文	第3【共同保有者に関する事項】1【共同保有者】(1)【共同保有者の概要】②【個人の場合】生年月日			未来日でないこと。
7	WARNING	本文	第2【提出者に関する事項】1【提出者(大量保有者)】(1)【提出者の概要】③【法人の場合】設立年月日			未来日でないこと。
8	WARNING	本文	第3【共同保有者に関する事項】1【共同保有者】(1)【共同保有者の概要】③【法人の場合】設立年月日			未来日でないこと。
9	SERIOUS WARNING	本文	第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】保有株券等の数(総数)(株・口)	=	本文 第4-2-(3)	保有株券等の数(総数)(株・口)の合算値
10	SERIOUS WARNING	本文	第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】株券等保有割合株券等保有割合(%)	≒	本文 第4-2-(3)	株券等保有割合株券等保有割合(%)の合算値 (四捨五入の端数処理の差の範囲内)

項番	例外種別	提出書類内容		条件	比較対象の提出書類内容	
		対象書類	検証対象項目		設定又は記載箇所	比較検証項目
11	WARNING	本文 第2-1-(7)	①【取得資金の内訳】 取得資金合計	≡	本文 第2-1-(7)	次の計算結果が端数処理の差の範囲内であること。 ①【取得資金の内訳】 自己資金額 + 借入金額計 + その他金額計
12	WARNING	本文 第2-1-(4) 第3-1-(2) 第4-2-(1)	①【保有株券等の数】 合計(株・口)	=	本文 第2-1-(4) 第3-1-(2) 第4-2-(1)	①【保有株券等の数】 株券又は投資証券等(株・口) + 新株予約権証券(株) + 新株予約権付社債券(株) + 対象有価証券カバードワラント + 株券預託証券 + 株券関連預託証券 + 株券信託受益証券 + 株券関連信託受益証券 + 対象有価証券償還社債 + 他社株等転換株券の合算値
13	WARNING	本文 第2-1-(4) 第3-1-(2) 第4-2-(1)	①【保有株券等の数】 保有株券等の数(総数)	=	本文 第2-1-(4) 第3-1-(2) 第4-2-(1)	①【保有株券等の数】 合計(株・口)の合算値 - 信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数 - 共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数
14	WARNING	本文 第2-1-(4) 第3-1-(2) 第4-2-(1)	①【保有株券等の数】 保有潜在株式の数	=	本文 第2-1-(4) 第3-1-(2) 第4-2-(1)	①【保有株券等の数】 新株予約権証券(株) + 新株予約権付社債券(株) + 対象有価証券カバードワラント + 株券関連預託証券 + 株券関連信託受益証券 + 対象有価証券償還社債 + 他社株等転換株券
15	WARNING	本文 第2-1-(4) 第3-1-(2) 第4-2-(1)	②【株券等保有割合】 上記提出者の株式等保有割合(%)	≡	本文 第2-1-(4) 第3-1-(2) 第4-2-(1)	①【保有株券等の数】 保有株券等の数(総数) ÷ (保有潜在株式の数 + ②【株券等保有割合】 発行済株式等総数(株・口)) × 100 ※小数第三位以下は、四捨五入とする。
16	WARNING	本文 第4 第4が存在する場合	1【提出者及び共同保有者】 提出者及び共同保有者数	=	本文 第4-2 第4が存在する場合	(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】 提出者及び共同保有者数

図表 3-2-6 例外種別とチェック内容（目次項目）

項番	例外種別	対象	チェック内容
1	ERROR	インライン XBRL HTML	不要な目次項目が、存在しないこと。



バリデーションガイドライン (次世代 EDINET 案)

平成 24 年 6 月 25 日